

第八期東京都障害者施策推進協議会  
(第5回専門部会)

平成29年11月6日

福祉保健局

(午後 5 時 0 0 分 開会)

○松矢部会長 それでは、定刻になりましたので第 5 回専門部会を開催いたします。

それでは、まず初めに事務局から委員の出席状況等についてご説明をお願いします。

○渡辺課長 計画課長の渡辺でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

まず、委員の出席状況でございますけれども、本日は榊原委員、水野委員、それから小川副部会長からご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、早速ですが資料の確認に入らせていただきます。会議次第とあるものの次のページに資料の一覧がございます。

資料の 1 は、専門部会の委員の名簿でございます。資料の 2 が書記の名簿、資料の 3 が専門部会の日程でございます。本日は 29 年 11 月 6 日、第 5 回専門部会となっております。資料の 4 が本日の議題であります計画の策定に向けての素案のつづりでございます。ここからは A 3 の資料が多くなりますけれども、資料 5 が東京都における福祉のまちづくりについて、資料 6 が障害者の住まいの確保について、資料 7 が、本日の配布となりましたけれども、特別支援教育についてでございます。資料 8 が障害者スポーツ振興の振興ビジョンと都の主な取り組みと題した資料でございます。資料 9 が災害時における要配慮者対策についてということでお配りしてございます。また、委員の提出資料も机の上に置かせていただいております。

参考資料につきましても、これまでと同じように机の上に置かせていただいております。資料のほう、ございますでしょうか。

なお、本協議会は、審議、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただきます。また、本日は傍聴者の方もいらっしゃいますことをご承知おきいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○松矢部会長 それでは、議事に入ります。本日の議題の一つ目、論点整理について、まず資料説明を事務局から説明願います。

○渡辺課長 それでは、進めてまいりたいと思います。資料 4、計画の策定に向けての素案のつづりをごらんください。東京都障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定に向けて（素案）としたものでございます。

本日の資料は、前回お示ししました論点整理を協議会提言のまとめに向けて整理していくためのものとしまして、目次として構成案をお示しするとともに、本文につきましては、前回いただいたご意見を踏まえて論点を加筆したものでございます。本日は、その部分を中心にご説明をしたいと思います。

まず、1 枚目と 2 枚目は目次となっております。前回お示ししました障害者計画の課題のイメージに沿った構成としてございます。

目次に続きまして1ページ目でございます。「はじめに」というところを起こしまして、この計画のもとになっております障害者権利条約や条約批准に先立つ国内法令整備の経過など、計画のもとになっております障害者基本法や障害者総合支援法などの法令の動きをおさらいをして記載をしております。

続いて、2ページ目でございます。基本理念のところでは、星印、下線が打ってありますけれども、前回、「都は障害者総合支援法の基本理念を踏まえて」というふうにしていたのですけれども、これは障害者権利条約とその趣旨を踏まえて改正されました障害者基本法の趣旨というのをきちんと入れたほうがよいというご意見を踏まえて加筆をしているところです。

また、そのページの下の基本理念のIですけれども、全ての都民が暮らす地域社会としていたところ、「共生」の文字を入れて「地域共生社会の実現」というふうに文字を加えてございます。

それから、3ページをごらんください。

3ページは五つの施策の目標のI、ここは、前回、「共生社会の実現」というふうにとめていたのですけれども、そこに向けた施策づくりということが目標になるのではないかというようなご意見もいただきましたので、「共生社会実現に向けた取組の推進」という形で、社会的な共生社会に向けた取組等をここに載せていこうということで、こういうふうにさせていただきました。

それから、第2のところに移りますが、目標達成のための施策と取組では、「障害者に対する理解促進」としていたところを「障害に対する理解促進」と修正してございます。

また、正しい障害の理解の推進が求められるというご意見がございましたので、その下の下線が引いてあるところですが、「都民等が、障害や障害の特性に応じて援助の方法等を知ることが必要である。」ということを加えております。

次に、4ページをごらんください。

障害者の社会参加の推進ですけれども、青年・成人期の余暇支援が大きな課題というご発言を踏まえまして、青年・成人期の余暇活動の場について、「青年・成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場として身近な地域に活動の場を確保し、さまざまな人々と交流し、集団生活を行う取り組みに対して積極的に支援する必要がある」という一文を入れてございます。

その下、「バリアフリーの充実」と今回まとめてございますが、情報バリアフリーの充実のところ、まず視覚障害者の情報提供を記述する必要があるとのご発言をいただきましたので、このところはわかりやすく、点字をはじめ音声、拡大文字などの具体的な例を加筆してございます。

また、意思疎通が困難な方に対して、さまざまな手だてを考える必要があるというご発言がありましたので、意思疎通の困難な人への配慮ということについても、ここに加

筆をしてございます。

なお、施策目標Ⅰの部分ですが、本日、1、理解促進、2、社会参加、3、バリアフリー充実と柱を三つに立ててお示ししてございますけれども、1の理解促進と心のバリアフリーの部分など内容にかなり重なりがあることなどから、本日、この議題の後に行われます福祉のまちづくりとか障害者スポーツの議論なども踏まえまして、これまでの論点も整理し、また差別解消法、法律のほうですね、制定からの普及啓発の取り組みの経緯なども少し加筆して、ここの第1の部分については再度構成を整理していきたいと考えております。次回、ご提示したいと思っております。

続きまして、5ページでございます。

障害福祉サービス等の提供体制に係る基本的な考えといたしまして、施策の展開に当たって地域の状況や施策分野に応じた単位という表現していたのですが、もう少しイメージを示したほうがよいというご意見を踏まえまして、「地域の面積や人口、社会資源の状況や施策分野ごとに培ってきた連携体制を踏まえた単位」ということで書き加えてございます。

それから、少し飛びますが、10ページでございます。

一番上です。精神障害者の地域移行については、表現を「精神科病院からの地域生活への移行」としたほうが施策にふさわしいということで、ここの書き方を修正しております。

それから、11ページです。

4番の保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応として、精神障害者と一緒に生活する家族に対しての支援というご意見をたくさんいただきましたので一文を入れまして、「また、地域で暮らす精神障害者の生活を支える家族に対して、障害に対する理解促進のための情報提供や相談支援に努める必要がある」という加筆をしています。

また、その下の重症心身障害児（者）のところですが、重症心身障害児（者）本人のご加齢による身体機能の低下ですとか家族の高齢化等に伴う介護力低下によりまして在宅での生活が次第に困難となるケースについて、実情の説明や多くのご意見をいただきましたので、「そのため、重症心身障害児（者）の施設入所のニーズにも十分配慮しながら地域生活基盤の整備を一層推進する必要がある」というふうに、ここに書き加えてございます。

次に、15ページまで飛んでいただいて、就労支援のところの目標でございます。線が引いてあるところですが、就労支援に係る目標設定につきましては、東京都におけるいろいろな実情にあわせて、数値の目標につきましては慎重に検討する必要があるとのご発言を踏まえまして、そうした内容の定着目標などの目標については実績を踏まえた形で設定すべきという形でご意見を入れてございます。

それから、18ページまで飛んでいただいて、人材の養成・確保のところでございます。

す。前回、第七期にもありました持続的な処遇改善が必要ということを書き加えるべきというご発言を踏まえまして、こここのところに職場定着を促進するためには、資格・技能に応じたキャリアアップと処遇改善の仕組みが重要であるという認識とともに、こうしたことを支えるために「資格習得や技能向上のための研修受講などへの支援を充実することが求められる」というふうに加筆しております。

論点の説明については、加えたところを中心ですが、説明資料の説明は以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、この前半の議題に関しましては、小倉委員、笹川委員から事前に資料をいただいております。お一人当たり、おおむね5分程度を目安として説明をお願いします。

それでは、小倉委員からお願いいたします。

○小倉委員 お願いいたします。

東京都医学総合研究所の小倉です。

医療依存度の高い難病の方の看護・保健のほうから2点、お願いをさせていただきます。ちょっと資料が見にくくて申しわけございません。資料の中のひし形の二つで2点、申し上げたいと思います。

障害福祉サービスの必要量の見込み等に関係してなのですけれども、そちらのほうに書かせていただいておりますように、障害者総合支援法の中に難病を対象として入れているところなのですけれども、指定難病の増加等と連動する形で、現在、現時点では358の疾患を障害者総合支援法の対象疾患としていただいていると思います。それにつきましてですが、今年度もさらに指定難病の増加が見込まれる形で現在検討も進んでいまして、この29年の4月からも大幅に対象疾患が多くなったところとなっています。

それに関係しまして、障害者総合支援法で、身体障害者手帳を取得していなくても、疾患の診断を受けているということで一部サービスが利用できるという、制度としてはつくっていただいているところなのですけれども、それが必ずしも、まだ十分に周知をされていないのではないかというふうに感じるころがございます。また、それだけ指定難病の数がふえてきているところなのですけれども、診断基準や何かがある程度はつきりしているものを指定難病としてなっているのですけれども、療養経過がどうであるかということについては十分わかっていない疾患もたくさんございます。そのような中で、手帳を持たなくても疾患の診断によりサービスが利用できるということは大変大きなメリットがございますので、そのことにつきましての周知をお願いしたいと思います。

あと、一部サービスが利用できるということであると思うのですけれども、特に日常生活用具の給付に関して、手帳をお持ちの方の場合と難病の場合とで給付の対象になる品目数が異なっていると現状ではなっていると思います。そのことが大変残念なことだと感じております。現時点では、手帳を持たない難病の方が日常生活等の用具の給付が

必要となったとき、必要な費目が現在、外れていることによって利用に結びついていない場合もあるのではないかと感じているところです。具体的には、拡大読書器であるとか意思伝達にかかわる、意思疎通にかかわる用具等がこれに該当すると思います。

それから、2点目となります。今、ご説明いただいた中でも日中の活動、余暇等のことの場の確保というお話がありましたけれども、それ以前に生活の必需活動を確保というところで日中活動系のサービスを準備していただいているところなのですが、若年で医療依存度の高い進行性筋ジストロフィーの方などであるとか、神経疾患の若年の方などが日中に通所できるところが、かなり制限がございます。制度としましては、介護保険の看護度を高くしている通所事業所での障害のサービスの提供というものが制度としてはつくられています、それが実際には利用できないというところで、これにつきましては前回の計画のところでもお願いをさせていただいたところなのですが、いまだ課題が大きいということ。また、その部分に関して利用のできる場を広げていくということについては、在宅療養を安定して継続できるということにもつながるという意味でも非常に喫緊の課題となっておりますことから、改めてお願いをさせていただきました。

以上2点、1点目が対象となっている疾患についての周知と品目等についての評価を改めてお願いをしたいということ、2点目が日中の活動系サービス、医療依存度の高い方の場の確保について他部署、他政策との連動の中でお願いをしたいということ、以上2点となります。ありがとうございました。

○松矢部会長 ありがとうございます。ここの障害特性に応じたきめ細かな対応というところで、もう少しいろいろ入れてほしいというのは前回ご意見がありました。今、小倉委員のほうで難病患者について、かなり基本的な、我々が余りよく知らないところの情報をお願いしたのですが、難病患者の5のところですよ、もしそういうことが簡潔に入れ込められれば、そういう、ここはこんなふうに入れ込んでくださいというのがあると、提言づくりにはやりやすいですよ。

今のご意見をどうやって反映するかというのは、かなり専門的な内容も入っていて難しいのですが、ここの難病患者という5のところ、もう少しこんなふうに変更をさせていただきますとわかりやすいとか、その辺のところを次の、またご意見をいただきますので、ご意見として出していただければ提言に反映できると思います。

今、申し上げたことは発達障害児についてもそうですし、ここのところは、障害特性に応じてというところはとても重要なので、それぞれ、余り長くはできませんけど、ここのところはこんな工夫で入れ込んでくださいというのは、高次脳機能障害者についてもそうです、少し委員の方々が考えてくださって、次回のご意見のところ、文書で出していただくとありがたいと思います。

以上です。

それでは、次、笹川委員、お願いいたします。

- 笹川委員 意見の前に質問があるのですが、資料5の一番下、東京ひとり歩きサイン計画というのが出ているのですが、これは一体何でしょうか。
- 渡辺課長 すみません。資料5の説明をした後に、この後の議題のときに説明をさせていただきたいと思います。
- 笹川委員 ああ、そうですか。はい。
- 松矢部会長 よろしくお願ひします。
- 笹川委員 私の意見書は、ごらんのとおり、東京都障害者福社会館の新設ということです。

ご承知のとおり、今の障害者会館は築後、もう間もなく50年になります。当時、障害者は恐らく40万ぐらいだったと思うのですが、現在は手帳の交付を受けていない人をあわせると、もう100万人ぐらいになっているのです。余りにも狭くて、私ども、明後日も会合を開きますけど、視覚障害者の場合は介助者あるいはガイドヘルパーがつかますから、とても120人という定員のところでは入れない。したがって、付き添いやガイドヘルパーはロビーとか2階で待機するような形になっている、それが現状です。

視覚障害者の場合、同行援護事業というのがありまして、例えば、今日のような会議の資料をガイドヘルパーに読んでもらう、あるいは書いてもらうという行為があるのですが、肝心のガイドヘルパーやら付き添いがそばにいない、狭くて入れない、これでは全然意味をなさないのです。そういうことで、何とか会館を考えてもらいたいということです。

これまでも私ども、何度も交渉しましたが、東京都は全く計画がない。私どもが大変心配しているのは、災害時で1、2階が障害者会館で3階から上は都営住宅、13階乗っかっています。そういう建築上の問題。それから、すぐそばを第一京浜が走っています。地震となれば、もう道路は火の海です。そういう中で、果たして障害者が避難できるかどうか。この辺は大変心配です。先般、ロンドンで大変な火災がありました。公営住宅、24階建て、100人近い方が犠牲になりました。ああいうことを考えてみますと、福祉施設の上に住宅を建てるという構想そのものが間違っていると、私はそう思います。

それから、障害者の場合、当然、車で会場に行きますけれども、駐車場が一、二台しか置けないような狭いところ。私は、今度のオリンピック・パラリンピックの計画の中で、東京都が会館問題をちゃんと考えてくださると思っていました。何も無い。50年たったら建て直す、それまでは今のまま、これでは余りにもひどいと思います。東京都の考えが全くわからない。しかも、オリンピック・パラリンピックということになると海外から大勢の方が来ます。障害者も来ます。東京都の障害者センターはどこだと言われて、連れていけないですよ。その辺をどうお考えになっているのか、この辺を皆さんで検討していただきたいと思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。私も結構利用しますがけれども、確かに老朽化もあるし、スペースが狭いことは間違いないですね。障害者自身の当事者の活動ということを考えると、新しい施策が欲しいところだと思います。ありがとうございます。

それでは、お二人のご意見をいただきましたので、ここで前半の部分、意見交換を15分間ぐらい入れたいと思います。今から5時40分ぐらいまで、ご意見がありましたらお願いいたします。

中西委員、どうぞ。

○中西委員 本文9ページの上から2番目の丸の下、最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに伝えていく必要があると。これ、入所施設のみになっているわけですがけれども、特に強度行動障害とか、日常的にマンツーマンでの支援が必要な人たち、これが施設やグループホームや、そういうところでは対応できないのです。それで、入所者との間のいさかいも起こるし、単純に施設を高度化して対応できるようにすればいいというふうな問題ではないと思います。

これは、早稲田大学の岡部先生なんかも、強度行動障害の子供を持ちながら地域で今、アパートを借りて、重度訪問介護で子供と一緒に会社、来ますような形をとっていますけれども、ここが単純に入所施設がこういう人たちに必要だと、当てにしているというふうな書き方というのはどうかと思うので、ここに入所施設や在宅での重圧なケアをもって対応するというふうな形で書き加えていただきたいと思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。中西委員からは前にも重度訪問介護、発達障害の方も利用できるのではないかとというようなご意見もありましたので、そういう同じ内容のご理解かなと思います。

どうぞ。

○渡辺課長 すみません。このところは入所施設の定員のところなので、また地域移行とか地域の生活基盤のあたりとか、それから強度行動障害の研修などにも触れた部分もありますので、そういったところで今の地域での対応についても読み込んでいけるようにしたいと思っています。

○中西委員 わかりました。では、そこをお願いします。

○松矢部会長 はい、そういうことで、よろしくをお願いします。

そのほかに、どうでしょうか。ご意見、いかがでしょうか。柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 柴田です。

7ページの地域生活支援事業なのですが、ここは大事な事業でありながら非常にあっさりと言われているのですが、移動支援事業は特に知的障害関係では地域で暮らすために不可欠な事業で、本来ならば個別給付に入れてほしかったわけですがけれども、これが実際に都内の各市区町村でどういうふうに行われているのか。現場では、ヘルパーがいなくて、なかなか使えないという状況が非常に多いわけです。



やはり単価が安いということがあってヘルパーが集まらない。各市区町村はそれなりに努力はしているのでしょうけれども、やはり横並びみたいな形で、うちの市だけ突出してよくするわけにはいかないというようなことで、正直言って都内全般に低いというような状況になっているわけです。

まずは東京都が、こういう実態をちゃんと調査をしていただきたいと思います。各市区町村がどういう、例えば、支給時間数はどのぐらいなのか、それから市町村によっては例えばプールでは使えないとか、あるいは自宅からの外出しか使えないとか、いろいろな制限を設けています。そういうような制限の使い勝手の実態でありますとか、それから、その単価設定をどういうふうに行っているか。

東京都は移動支援のヘルパー養成研修の基準を設けています。そういうものは最低限、ヘルパーには必要だと思うのですが、そういう研修を条件としていない市もあつたりして、なかなか市町村のばらつきがあり、しかも全体には単価が低くて使いにくいということがありますので、都の計画の中に、市町村の実態を調査して、そして各市区町村に働きかけるような書きぶりが欲しいと思います。

以上です。

- 松矢部会長 ありがとうございます。移動支援、とても大切ですよね。私もいろいろ・・・しますけれども、やはり移動支援を利用して参加する方も知的障害者は非常に多いので、大切な部分ですが。

ほかに、いかがでしょうか。それでは、佐田委員、お願いします。

- 佐田委員 障都連の佐田です。

2 ページのところ、理念の問題で少し意見を述べさせていただきたいと思うのですが、基本理念の1。本当にいろいろご苦労なされたなというのがわかるのですが、これ全ての都民がともに暮らす、地域というと、限定されるような感じがするのですが、その後、これを取って共生社会の実現としたほうが、むしろ本当に広範的に包み込むというのか、そういう形になるのではないかと思うので、そのあたり、もし検討できればやっていただければと思います。

以上です。

- 松矢部会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。安部井委員、どうぞ。

- 安部井委員 すみません。ありがとうございます。

1 1 ページに重症心身障害児（者）について加筆していただきまして、本当にありがとうございます。今、府中療育センターの改築も進められているところで、東京都からはたくさんの予算をつけていただいて改築を進めているところではありますので、すぐに地域生活基盤の整備というところに重症心身障害児（者）の施設整備着手は難しいと思うのですが、療育センターは重症心身障害児者だけでなく発達障害の方、それから難病の方も、医療的な支援を必要としている方たちがたくさん利用しておりますので、

この推進がぜひ実現されて検討されることを切に望んでおりますので、検討をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- 松矢部会長　そうですね。療育センター、発達障害者の利用者は非常に多いですね。ありがとうございます。

菊地委員、どうぞ。

- 菊地委員　東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

精神障害者の対応については、たくさん取り上げていただいて本当にありがとうございます。長期入院者、社会的入院者への対処ということでは、はっきり書かれているのですが、ひきこもりの対策というのが精神障害者以外にも、それ以外の要素でひきこもっている方もいらっしゃるのですが、ひきこもりへの対策というのがどこにも書いていないのです。ですので、これは、やはり精神障害者という、内部に書くのはいいのですが、ちょっと。難しいといえば難しいのですが、そういう。

人数的には結構多いのですよね、ひきこもりの方というのは。若い人もいるし高齢者もいるし。問題なのは、そういうひきこもりの方が例えば自殺してしまったりみたいな、あるいは孤独死したりとか、そういう問題にもつながりかねない問題なので、そういうところを実際に対策として、はっきりひきこもりというのをどこかに書いていただきたいというのがあります。

以上です。

- 松矢部会長　そうですね。私も、発達障害と周辺ということで、ひきこもりの問題は非常に重要視しているのです。なかなか、要するに、相談支援まで出てこないというところなのです。ですから、どこか、市民の理解、都民の理解というところで、そういうひきこもりも用語に入れて広い意味で支援が必要な人を云々というような、そんな配慮をすればいいかと思うのです。うまく表現方法を考えれば、入るところがあるのではないかなとは思いますが。

どうぞ。

- 渡辺課長　すみません。今のことに関連してなのですが、11ページの精神障害者、障害特性に応じたきめ細かな対応のところ、未治療や医療中断等の方に対してはアウトリーチ支援というような形で、こちらから訪問して働きかけていくことですか、今、部会長からおっしゃっていただきました生活を支える、このところは家族に対してというふうにはなっているのですが、また、精神障害に対する理解促進というようなこととか、情報提供ということを広めて周囲の人々の気づきを促すみたいな、それが相談支援とか、そういったものにうまくつなげられるようにということ、ここ全体で保健・医療・福祉の緊密な連携による支援体制とかと書いてはあるのですが、ちょっと、そういった中のところで、どこかしらで工夫して読み込めるようにしていきたい

いと思います。

○菊地委員 できれば「ひきこもり」という言葉を出していただきたいという要望なので、よろしくをお願いします。

○松矢部会長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木です。

私も、どこに加えるかというのはなかなか難しい話になるのですが、この内容についてというよりは障害福祉を利用されている方全体に少しかかわることで、介護保険とのサービスの移行の話になるのですが、皆さん、ご存じのとおり、障害者総合支援法の中には介護保険のほうが優先であるというふうなことも書かれておきまして、実際、65歳になりますと、障害者の方の中で今まで利用していたサービスで同等のものがあれば介護保険にサービスの内容が移行するという方、当然どこの市区町村さんでもやっていらっしゃるかと思うのですが、その前提はともかくとして、非常に、その中には、果たして本当に介護保険に移行することで、その人にとっていい形で介護保険のサービスが適用されているのであろうかということが疑問に思うケースも、実は個々に私なども相談支援をやっていて思うことがあるわけです。

国のほうからいろいろ出ている通知などを見ると、絶対に移行しなくてはならないということはもちろん書いていなくて、個別のご本人の状況を勘案しながらというふうなことは書かれているのですが、現実にはいろいろな市区町村の障害福祉の行政の対応を見ると、ほとんどの場合には介護保険に移行することを前提に考えられているのではないかというふうな気がするわけです。果たして、そのことが障害を持って地域で暮らす方たちの暮らしやすさにとって本当にいいことなのかどうなのかというのは、私自身、現場でいろいろと仕事をしていても疑問に思うことが多々あります。

今まで障害のニーズにあわせて使っていたパーソナルアシスタンスのサービスが、65歳になったからといって高齢のニーズにあわせた介護保険のサービスに移行して、それで本人の生活のニーズに本当に応えられているのか、もっと個別のその方たちの必要性を勘案した上で介護保険に移行するということが、逆に言うと、必要な方には障害福祉のサービスを必要であるというふうに柔軟に認めていくことが東京都の各地で行われてしかるべきではないかということを思いますので。これは、ちょっと、どこの項目に書くなかなか難しいところではあるのですが、ぜひ、そういったことをこの計画の中で何かしら触れていただくとありがたいなということを意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。ここは、専門部会は当事者の団体の方々ほとんどで占められていますし、やはり当事者本人というところを加味した提言であるべきだと思いますので、できれば、このところをこんなふうというふうなところまで提

案していただければ、次回、また意見を求めますので、よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。もう時間が・・・ありますが。では、柴田さん。

- 柴田委員 二つあります。先ほどのひきこもりの件は、発達障害の分野でも非常に大きな問題になっていまして、精神のところではなくて包括的に取り上げてもらえればというふうに思います。

それから、先ほど移動支援のことを申し上げましたが、5ページの障害福祉サービス等の必要量の見込みの中で、移動支援は個別給付ではないのですけれども、大きくは訪問系サービスの一つでありますので、ここに加えていただきたいというふうに思います。

それから、東京は比較的行動援護の利用が少ないのですが、それは市町村によっては行動援護と移動支援の併給はできない、「行動援護を使うのだったら、あなたは移動支援は使えませんよ」というふうに説明している市町村が少なからずあるのです。そうすると、行動援護のヘルパーは少ないので、移動支援が使えなくなったら大変ですから、「では行動援護は申請しません」というようなことになっている市が多いのです。行動援護と移動支援、状況によって行動援護のヘルパーが少ない場合は移動支援を使うことができるというような、対応をもっと市にも求めたいと思います。しかし、東京都自身が移動支援の問題を余りにも市町村に丸投げして、問題視していないか調査をしていないのではないかと考えています。しているかどうか知りませんが、もし、しているのであれば、次回に移動支援についての統計調査、都が持っている資料を出していただきたいと思います。平成9年に移動支援の事業所が都内の全体の調査をしたことがあります。都は、そのとき資料がなかったみたいですが、でも、その後、もう移動支援事業所はそういう体力がなくなって調査もしていないので、実態がわからない、今、そういう状態に陥っているのです。ぜひとも取り組みをお願いします。

- 松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、前半の部分の意見交換はここまでにして、次、後半に入っていきたいと思います。次の議題に移りますと、二つ目の議題は障害福祉以外の分野についてです。

資料について、事務局から説明をお願いします。

- 渡辺課長 それでは、計画に関連する各分野につきまして、資料の順番に沿って所管する課長より説明していただきたいと思います。

まず、資料5ですが、東京都における福祉のまちづくりについて、池田課長のほうからお願いします。

- 池田課長 生活福祉部、福祉のまちづくり担当課長の池田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、東京都における福祉のまちづくりについてご説明させていただきます。資料の5をごらんください。

東京都では、福祉のまちづくり条例において、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、あらかじめ多くの人々が利用可能なよう都市や生活環境をデザインするユニバー

サルデザインを基本理念に位置づけまして、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため福祉のまちづくり推進計画を作成しております。

2としまして、現行の福祉のまちづくり推進計画は計画期間が26年度から30年度でございます。計画の目指すべき方向としましては、全ての人が安全、安心、快適に暮らし訪れることができるユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりの推進と、オリンピック・パラリンピック大会を見据え、ユニバーサルデザイン先進都市東京の実現に向けて一層の施策の充実に努めております。計画事業としましては、都庁内関係各局の102の事業となっております。

(5)としまして、五つの基本的視点と主な施策といたしましては、1、円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進では、公共交通や建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進しております。2、地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備では、公共や民間住宅の整備を促進しております。3、さまざまな障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実では、視覚障害者や聴覚障害者の方や多言語対応など外国人の方への情報提供体制の整備を行っております。4として災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり、5としまして心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援では、区市町村や事業者への普及啓発や小・中学生や地域住民を対象としたユニバーサルデザイン教育の推進、社会参加支援に取り組んでおります。

1枚おめぐりいただきまして、平成28年度末の都におけるバリアフリー化の進捗状況につきまして、ご説明させていただきます。

まず、1番目としまして公共交通では、都内鉄道駅における整備率については、エレベーター等による段差解消が92.8%、誰でもトイレが95.8%、視覚障害者誘導用ブロックが99.6%、ホームドアが33%という状況でございます。次に、その下のノンステップバス車両の普及状況は、民営バスが90%、都営バスが100%となっております。

次に、2ページをごらんください。

2、建築物の実績としましては、①福祉のまちづくり条例の届け出件数は1,244件でした。②バリアフリー法に基づく認定建築物の件数は22件となっております。そのほか、都営住宅や宿泊施設のバリアフリー化事業の状況を掲載しております。

続きまして、3ページをおめぐりください。

3、道路、公園、交通安全対策などに関する実績です。①都道のバリアフリー化の進捗状況については、平成28年3月に東京都道路バリアフリー推進計画を新たに策定し、平成28年度は21キロメートルを整備しました。また、高齢者や視覚障害者に配慮した信号機やエスコートゾーンの整備箇所数は、それぞれ表にあるとおりです。

次に、その下で4、面的なバリアフリー整備の実績は次の4ページをごらんください。

一番上の③バリアフリー法に基づく基本構想は、平成28年度末時点で都内20区9

市で策定し、面的なバリアフリー整備を実施しております。その下の5が情報提供、社会参加に関する実績です。補助犬給付事業や赤ちゃん・ふらっと事業、点字等による情報提供、都立高校における奉仕体験活動の実績を掲載しております。

先ほどご質問がございました東京ひとり歩きサイン計画のご説明でございますが、こちらにつきましては産業労働局が所管している事業でございます。外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラムといたしました絵文字ですとか多言語で表記した観光案内標識を設置する事業でございます。

私からの説明は以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

○渡辺課長 では、次に資料6の障害者の住まいの確保について、恵美奈課長のほうからご説明させていただきます。

○恵美奈課長 都市整備局住宅政策推進部の恵美奈と申します。

私からは障害者の住まい確保ということで、住宅政策における関連した取り組みを紹介させていただきます。

都の住宅マスタープランにつきましては、都の住宅政策の基本方針、目標を定めたものになっておりまして、本年29年の3月に改定したところでございます。28年度から37年度までの10カ年の計画を示しているといったものでございます。その中で八つ目標を掲げてございますけれども、関連するものとして目標3、こちらに紹介させていただいておりますけれども、住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定といったところを中心にご紹介させていただきたいと思っております。

この中で施策の方向性としましては、住宅の確保に配慮を要する都民の安定した居住の確保を図るため、重層的住宅セーフティネットを強化していくということで位置づけてございます。

公共住宅、それから民間賃貸住宅の取り組みということになっておりまして、公共住宅等につきましては、既存ストックを有効に活用する観点から、少子高齢化などの社会情勢の変化を的確に踏まえて施策を実施。それから、民間賃貸住宅の活用促進ということで、区市町村による居住支援協議会の設立促進、空き家の有効活用策や家主のリスク軽減策、福祉サービス等、関連する各種施策と連携した協議会の取り組みの強化などといった方針に基づきまして、中段のところでございますけれども、これまでの取り組みとして、まず公共住宅のほうでございますけれども、都営住宅と公社住宅という形になってございまして、都営住宅につきましては、障害者世帯を対象とした入居収入基準や同居親族要件の緩和、優先入居の実施等による入居機会の拡大を図ってきています。それから、室内の手すり等の設置や既存住棟へのエレベーター設置等の推進、建てかえを通じたバリアフリー化の促進を図っています。それから、建てかえ等に伴う福祉施設等の設置や既存都営住宅の住戸を知的障害者のグループホームとして活用といった取り組みをしています。

公社住宅につきましても同様ですけれども、障害者世帯を対象とした優先入居の実施、既存住棟における手すりの設置、建てかえを通じたバリアフリー化の促進といった取り組みを実施しています。

民間賃貸住宅のほうですけれども、こちらについては東京都防災・建築まちづくりセンターの取り組みの紹介ですけれども、障害者の方々などを対象に、安否確認や緊急時の対応などの見守りサービス等を行うあんしん居住制度を実施しています。それから、先ほどもありましたけれども、東京都居住支援協議会を通じて、区市町村による住宅確保要配慮者の入居あっせん等の取り組みを支援しています。

下段のほうになりますけれども、新たな取り組みとしまして、国のほうで立ち上げました新たな住宅セーフティネット制度の活用等による居住支援の取り組みの充実ということで、先月10月25日から、改正住宅セーフティネット法の施行にあわせまして障害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設したところです。これにつきましては、登録住宅の改修ですとか家賃低廉化等への支援策等については、区市町村の動向も踏まえて今後検討していくということになっています。

私のほうからは以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

○渡辺課長 では、次は特別支援教育について、伏見課長のほうからお願いします。

○伏見課長 それでは、資料7をごらんいただきたいと思います。

私ども、特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画を本年2月に策定をいたしましたけれども、それを全般的にご紹介するのではなく、これまで議論の中で出てきた項目に沿って資料のほうをまとめさせていただきました。

まず、職業教育についてですが、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、いずれも知的障害をあわせ有する児童・生徒の割合がふえてきているということがありまして、従来の職業教育だけでなく、新たに障害の多様化に対応した職業教育の展開を今後進めていく必要があるという認識をしております。

一つ飛ばしまして肢体不自由特別支援学校においては障害の重度重複化ということが進んでおりますけれども、その中でも職業自立を目指す生徒たちもおりますので、その子供たちに対応した職業教育を実施するため、教育課程の類型化を進めているところでございます。

一つ戻っていただきまして、知的障害特別支援学校におきましては職業教育について重層的な職業教育体制を整備してるということで、右側の図にありますように、就業技術科、普通科の中間層に職能開発科というものを現在、設置を進めているところでございます。現在2校に設置しておりますが、今後6校をふやしていくことを予定しております。

いずれにいたしましても、職業自立を目指しまして、今後、生徒が能力を十分に発揮できる職域の開拓、また、それに合わせた職業教育の開発ということを進めていかなければ

ればいけないという認識であります。

あわせて追跡調査についてですけれども、卒業後3年間は特別支援学校も就労支援機関と連携しながら支援をしていくということで、経年で調査はしているところなのですが、例えば、平成27年度末に卒業した者が28年度、どれだけ定着しているかといいますと、離職率は2.7%ということで非常に定着はしているのですが、それが3年後、25年度末に卒業した者が28年度末でどのような状況かといいますと、卒業時の就職率よりも高くなっているという結果が出ております。

というのは、一度、就労移行支援事業所などに進路先としました者や、さまざまな就労支援機関に進んだ者が就職につながっていくということで、単純に計量的にはかかっていくだけでは実態が把握できないということがございます。中には、一度、障害者雇用として就職しておりますけれども、資格取得をした後、一般雇用で再就職しているといったこともありまして、現在、より実態に即し、就職後のキャリアアップも把握できる実態調査をするためにはどうしたらいいのかというのを検討しているところです。

最後の障害者理解、障害理解教育についてですけれども、国のほうでは特別な教科、道徳と新たに教科化をしていくという中で、相互理解・寛容ということで他者に対する理解を深めていくことが設定されております。具体的に申しますと、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心を持って謙虚に他に学び、みずからを高めていくといったことを道徳教育の中で指導していく。その中で、題材として障害のある人々に対する接し方であるとか理解といったものを進めていくということになります。

東京都といたしましても、人権教育プログラムという指導書を毎年度作成いたしまして、全公立学校の全教員に配布しているところです。その中で人権課題の一つに障害者がございまして、道徳の授業などで人権尊重の教育を進めていくということにしております。

一方で、単に座学で学習をしていくということではなくて、実際に交流を通して学んでいくことのほうが重要ですので、東京都教育委員会では副籍交流を進めております。特別支援学校の児童・生徒は、なかなか小学校、中学校の子供たちと触れ合うという機会がありませんので、各地域の小学校、中学校に副次的に籍を置いて児童・生徒同士の直接的な交流、間接的な交流を進めているところです。

右側に表がありますがけれども、わずかではありますけれども、年々参加する児童・生徒数がふえています。ただ、そのためにも、ただ一緒に活動すればいいということではなくて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが事前に理解促進をするための理解推進授業、出前授業をやっていき、その内容が非常に重要だと認識しております。好事例などを集めて各特別支援学校に紹介をしているところです。

さらにオリンピック・パラリンピック教育に絡めまして、特別支援学校の子供たちがパラスポーツを通常の小学校、中学校の子供たちに紹介をする、ともに活動する中で相



互理解を図っていくという活動が非常に有効だということで、今、推進しているところでございます。

資料にはございませんけれども、昨年度から特別支援学校における社会貢献活動モデル事業というものを始めております。これは、特別支援学校の子供たちが地域の高齢者施設等に伺って高齢者の方たちをおもてなしする、歌を披露したり演奏をしたり、また一緒にスポーツをするといった活動を行っています。こうした活動を通じて、子供たちが地域に貢献ができ、そこに障害のない地域の方たちも巻き込んで共生社会をつくっていく礎にしていこうという取り組みを始めているところです。昨年度20校、今年度20校、来年度、残り17校を実施しまして、31年度では全校実施というように考えております。

以上でございます。

- 松矢部会長 ありがとうございます。教育のほうも、すごく最近変化をしてきています。今、お話にあったように、福祉進路から一般就労につながっていくという生徒たちもいて、要するに、離職、転職というのは当たり前という時代になってきたように思います。ですから、フォローアップはとても大切なことなので、今、伏見課長から申されたようなことが、きめ細かい調査が進んでいくと非常にいいかと思えます。

あと、生活介護等の重い生徒たちが安心、重症心身障害もそうですけど、卒業後、安心できる体制ができると非常に学校教育の将来は明るくなるのですが、そこは今、議論しているところなので、いい提言をつくっていく必要があるのかと思えます。

- 渡辺課長 次は、障害者スポーツです。障害者スポーツ振興のビジョンと都の主な取り組みについて、齊藤課長のほうからお願いします。

- 齊藤課長 オリンピック・パラリンピック準備局、障害者スポーツ課の齊藤でございます。

本日は、都の実施する障害者スポーツ振興施策につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元資料8をごらんください。

表題は今ございましたとおり、障害者スポーツ振興のビジョンと都の主な取り組みとしてございます。

かつて都におきましては、障害者スポーツは福祉行政で所管をしておりまして、障害のある方の社会参加や自立支援、この施策として取り組んでおりました。平成22年、障害者スポーツをスポーツ行政に移管をいたしまして、一般スポーツと一元化をして取り組みを進めてきているところでございます。平成24年3月には東京都障害者スポーツ振興計画というものを策定いたしまして、総合的、体系的に施策を推進しているところでございます。

この計画の中では、障害者スポーツの振興に向けた三つの視点といたしまして、理解促進・普及啓発、場の開拓・人材育成、競技力向上、こちらを掲げているところでございます。現在はこの計画期間中でございますので、この三つの視点に基づきまして事業

の展開をしております。

主な取り組みをご紹介させていただきたいと思います。あわせて、本日、クリアファイルに入れまして、これから説明する事業の内容ですとか冊子、こちらを入れておりますので、またお時間のあるときにご覧をいただければと思っております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

資料のまず構成ですけれども、資料の一番左端に、現在、都の進めている障害者スポーツの振興に向けた三つの視点を置いています。そして、左から2番目、資料の中央には、2020年に向けた目標を掲げています。これは、昨年12月に東京都が作成しました実行プラン、こちらにおきまして政策目標としているものです。そして、一番右側には、目標達成に向けて都が実施をしている具体的な取り組み、こちらの主なものを記載しているところです。

資料一番左端の振興の視点ですけれども、三角形で書いています。恐縮ですけれども、説明の都合で三角形の下から上へと順を追って説明をさせていただければと思います。

まずは一番下にございます、理解促進・普及啓発でございます。こちらは、障害のある方にもない方にも広く障害者スポーツの理解促進や普及啓発を図るということと同時に、障害のある方には、スポーツを始めるきっかけを提供したいというところでございます。

一番右側の主な取組をごらんいただけますでしょうか。一つは、テレビですとか新聞・雑誌といった、いろいろなメディアを使いまして、障害者スポーツの観戦、こちらを促進しているところでございます。観戦以降、興味関心を持って観たいというところまでをつなげる総合的な取り組みとしまして、観戦促進事業というのを、今、取り組んでいるところです。また、この事業の中では、障害者スポーツを応援したいという方のファンサイト、「TEAM BEYOND」というものを開設いたしまして、広報ですとかメールマガジン、SNS等によりまして定期的に情報発信をしているところです。

二つ目が、参加体験型の障害者スポーツイベント「チャレスポ! TOKYO」を開催しています。こちらは、パラリンピック競技をはじめとしました障害者スポーツの体験コーナーですとか、アスリートによるトークショー、こういったステージイベントを展開することで理解促進を図っているところです。6回目となる本年度は、9月下旬に東京国際フォーラムで開催をいたしまして、2万人を超える方に参加をいただきました。

続きまして、振興の視点の下から二つ目、場の開拓・人材育成です。障害のある方がスポーツをするという場面では、スポーツをする場ですとか人とといったもの、こういった環境を整備することが重要です。

そのため、一番右、都の主な取組ですけれども、障害のある方ですとか障害者スポーツ団体、こういった方たちが、身近な地域でスポーツをできる場所をふやしていこうという趣旨で、昨年度から、モデル事業という形ではございますが、都立の特別支援学校、

こちらの体育施設の活用を進めているところです。昨年度は5校、今年度は5校追加しまして、計10校で体育館ですとかグラウンドの貸し出しをしているところです。

そして二つ目ですけれども、都内には障害者専用スポーツセンターが北区と国立市にあります。いずれにつきましても、建築から相当年数が経過をしておりますので、老朽化しております。現在、改修工事等を実施することになっております。工事期間中は利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、他の施設をご利用いただくなどしてスポーツを継続していただければと思っております。

また、いろんな、各自治体の体育施設におきましても、障害のある方が利用できるよというということでバリアフリーの整備を進めていきたいというところではございますが、いろいろな事情があると考えております。そこで、ソフト的な対応、今日、同封してございますけれども、障害者のスポーツ施設利用促進マニュアルというのを作成、配布をしております。こちらでソフト的な対応の普及に努めているところです。

また、こういった場のほかにも、支える人材の育成・確保に向けまして、障がい者スポーツ指導員の養成講習会ですとか、区市町村職員や地域スポーツクラブの方々を対象にしたセミナー、そして、こういった活動をしている方の、より活発な活動を進めるための研修会を開催しているところです。

そして最後、三つ目ですね、三角形の一番上になりますけれども、競技力向上です。こちらは、障害者スポーツに取り組む選手、団体、こういった方への支援といったところでございます。

一番右側の都の主な取組をごらんください。東京2020大会ですとか、国際的な大会で活躍をできる選手を見つけるための体験会ですとか、体験会をきっかけに始める選手などが、より成長できるような育成のカリキュラム、こういったものを提供しているところです。

また、東京2020大会への出場が期待される選手に対しましては、東京アスリート認定選手と認定をいたしまして、活動費の支援をしているところです。

以上、振興・普及の三つの視点に基づきまして、現在の主な取組をご説明させていただきました。

この三つの視点以外に加えまして、資料の三角形の一番下になりますけれども、障害者スポーツを支える土台づくりというところで、相談窓口設置等の取り組みを進めているところです。

こうした取り組みを通じまして、障害のある方もない方も、誰もがスポーツに親しむスポーツ都市東京、こちらの実現に向けて取り組みを進めているところでございます。

私からの説明は、以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、次をお願いいたします。

○渡辺課長 最後に、災害時における要配慮者対策について、渡辺のほうから説明をさせ

ていただきます。

資料9をごらんください。題名が、災害時における要配慮者対策についてというものです。

こちらの資料は、災害時の要配慮者対策に関して、災害対策基本法の改正を中心に、これまでの都の取り組み等について、それから都と区市町村の役割等についてまとめたものです。平成23年3月の東日本大震災では、65歳以上の高齢者の死亡者が全体の6割であったこと、それから障害をお持ちの方の死亡率が全体の死亡率の2倍となっているということで、要支援者に対する支援の必要性というのが浮き彫りになりました。これを踏まえまして、平成25年に災害対策基本法が改正されまして、避難行動要支援者名簿を作成することについて、名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、各区市町村等の責務が明確になったところです。

また、法改正では、都と区市町村が、それぞれの責務として、都におきましては、区市町村における要配慮者対策強化について技術的な支援等を行うとともに、区市町村は、地域防災計画を改定して避難行動の支援に取り組むといったような役割分担が定められたところです。

具体的に、区市町村が取り組むべき事項として、一番もとになります避難行動要支援者名簿の作成ということがあります。それと、名簿を活用した避難支援、さらに個別支援計画の策定とか、地域の共助力を高めるための訓練などを行って、地域の防災力を高めるということが挙げられております。

都の技術的な支援としましては、区市町村における対策を推進するために、指針の作成ですとか先進事例紹介等の研修会の実施、それから包括補助事業などを活用した財政支援による支援などを、ここに記載しています。

現在の状況ですけれども、一番下の右の枠をごらんください。区市町村の取り組みの状況というところです。現在、避難行動要支援者名簿の作成済は54区市町村、作成中が8区市町村となっております。これは、本年29年6月1日時点で総務省消防庁が調べたもので、11月2日にプレス発表されているものですが、この作成中の8区市町村につきましては、29年度中に6つの区市町村で作成する予定ということなので、今年度中に8のうち、さらに6ができると。残りの2につきましては、島しょの大変小さな自治体で、対象者がいない、または26年度以前につくった名簿をそのまま活用するということですので、ほぼ今年度末までに一番基礎となる名簿ができ上がる状況となっております。また、さらなる避難行動、支援のために取り組むべき事項としましては、個別支援計画を作成しているところが、作成済が28区市町村、作成中が10区市、また未着手なところが16区市町村というふうになっております。

説明については、以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、後半の説明が終わりましたので、この後半の部分に対しまして、佐々木委

員、佐田委員、中西委員から事前に資料をいただいておりますので、お一人あたりおおよそ5分程度を目安として説明をお願いします。

では、まず佐々木委員からお願いいたします。

○佐々木委員 公募委員の佐々木です。

意見のほう、また発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。それから、前回までに意見を言わせていただきました部分で、今回の骨子案のほうに文言として障害の特性の理解であるとか、それに対する援助の方法等を知ることが必要であるというところで織り込んでくださっているというふうに思って感謝しております。

私の子供は特別支援学校の高等部3年生で、学齢期最後の年ということで、今、18歳を迎えています。選挙権もあります。先ほど伏見課長からのお話がありました、副籍交流なども、小学校、中学校とやってきました。それから、移動支援の、柴田委員からご意見が出ましたけども、大変賛同しておりまして、八王子市というのは通学に使えません、私、朝は週五日、それから帰りは週三日、彼が外を歩いてほしいという気持ちがあるので、学校の近くまで見守り登校していきまして、学校へは一人で入っていくということになっています。ですので、大変移動支援の充実についてはお願いしたいところであります。

本当に、この本会でいろいろな皆様方のお立場、違う障害の方々のご意見を聞くところで、本当に、きょう、さまざまな困難を抱えている方がたくさんいらっしゃるんだということが本当によくわかりました。私のほうで、今回も、前回もそうなんですけれども、本人の視点からというところで意見を出させていただいております。本人の視点を考えてというところで。これは、いろいろな障害の方に通じるところではないかなと思いますので、どうかお聞き届けいただければなというふうに思います。

今、18歳を迎えているということで、学校と家庭と、それから支援機関と、本当に連携をしまして、いろいろなことができるようになりました。言葉のない重度の知的障害なので、彼が何を考えているのかとか、なかなか難しいところなんですけど、手だてがあると、意思をくんであげるといいますか、意思の決定支援というふうに今言っておりますけども、そういうことが可能なんだということが実感しております。

そして、この論点1の「生涯を通じての学び」ということなんですけれども、今、本当にゆっくりゆっくりの歩みの中で、自分の字が書けるようになってきたという、そのくらいの段階にあります。特別支援学校を卒業しますと、大体、福祉就労、福祉事業所、障害福祉事業所に、うちなんかは生活介護ということで入っていくんですけども、このようなタイプの子たちの18歳の卒業というのは、鉛筆を持たない長い人生の始まりなんてふうに言われています。自分の名前を書けるということは、自分のアイデンティティだったり尊厳だったりということで、きっと本人はうれしいことだと思います。でも、書かなくなってくると、やはり書けなくなってしまうということで、生涯を通じての何らかの、やはり方策といいますか、学びのできる場というのは、大変必要

なんではないかなというふうに、以前から考えておりました。こちらのほうに、今、資料として提供させていただいて、教育の分野でも、そのようなことを取り上げていただいています。これは、やはり教育の分野だけでは不十分ということで、福祉の分野でも、ぜひ連携をしていただきたいなというふうに考えております。本当に、障害といっても幅が広いので、いろいろなニーズがあると思うんですが、例えば、先ほどの福祉就労から企業就労に移る際の支援であるとかも含まれるのかなと思います。障害福祉計画の中に、何らかの生涯を通じての学びあるいは学び直しといった、そういったことを意味する文言を織り込んでいただければなど、それが今回の論点1の提案になります。

こちらに、施策目標Ⅱのところではどうですかと提案させていただいておりますが、どこでも妥当であるところであればいいと思いますので、ぜひご検討いただければなと思います。よろしく願いいたします。

そして、2枚目のほうですね、先ほど福祉のまちづくりについてご担当者のほうからお話がありましたこと、全くそこに当てはまるのかなと思います。障害のある人が自分で行動できる喜びと安心ということで、情報提供、それから災害時・緊急時の対応、それから社会参加の支援ということで、本当にそのように充実したものにしていただきたいと思います。

それから、二つ目の「だれでもトイレ」が本当にふえてきてるんですけども、これは、自分だけではなく、周囲の人々のいろいろな意見を聞いたんですけども、ほかの委員様の意見のほうにもありましたが、いろいろな方が利用になっている中で、本当に必要な人が気持ちよく使える状態のように改善をしていただければなというふうに考えております。

私からは、以上になります。よろしく願いいたします。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、次、佐田委員、お願いいたします。

○佐田委員 障都連の佐田です。

教育の問題について、少し教員定数についての状況と、また意見を述べさせていただきたいと思っています。

資料は出してある①ですが、最初の資料のところ、ある知的障害校の担任配置の実際例です。これを見ると、6人で一人の担任というクラスが、かなりの数あります。この中で、子供が集団を離れたりとすると、ここに担任がついていけなくちゃいけないということになりますので、実際的に、子供たちが、十分な教育的な手だてをとれない、とってもらえないという状況が起きてきます。そういった点では、こういう状況を改善していくためにも、教員をふやしていくというのが必要なんじゃないかなと思っています。

それから、二つ目のところについては、そのための一つの手だてとして、重度・重複学級、これ本当に教員を配置するための学級をどう設置するかということになるんですが、ここが次のページの資料にあるように、この10年を見ても、ほとんどふえていま

せん。実際、子供たちは、例えば肢体不自由校をとってみても、2,001人から2,165人、それから知的校の子供たちをとってみても、5,564人から8,736人、これ3,000人以上ふえているんですが、実際の学級の配置は変わらないと。これは、子供たちにとって必要な、教育的な手だてがとられていないのではないかなという、そういうことを危惧します。ここでも、実態をきちんと押さえた上で、必要な、対応をしていく必要があるのではないかなと思っています。これもぜひ、検討の課題になるのではないかなと思います。

それから、今、特別支援学校の中では、結構並置校がふえています。並置校は、並置校自体が悪いということではないんですが、並置をすることによって、必要な職員の配置が、やっぱり希薄になってくるという状況があります。特に、子供たちの安全、いわゆる体調とか安全を指導していく養護教諭が足りないのではないかな。特に、これについては若干教育庁のほうで改善はしているんですが、並置の教育に対して、養護教諭等がきちんと配置される必要があるのではないかなと思っています。例えば一つの並置校で二人しかいないところについては、移動教室自体も、いわゆる本当に窮屈な中で計画をしなければならぬという状況等も出ていますので、この点についても、ぜひ見ていく必要があるのではないかなと思っています。

それからもう一つ、今、肢体不自由校の中には学校介護職員が導入されています。これは、一応、教員を削って、その教員を削った分の、いわゆる2倍ということになっているんですが、非常勤の職員の学校介護職員は直接的な指導というのに当たりませんので、当然、教員が減れば、今までやってきた、例えば教育の編成の仕方等も変わってこざるを得ないということになりますので、子供にとって、教育自体の、低下を招くという危惧もされるのではないかなと思っています。行き届いた教育をやるとすれば、教員を減らさずに、ぜひプラスアルファでやっていただくというか、そういう方向をとるべきではないかなと思っています。教育の中で一番根幹になる教育条件ですので、改善していくための検討を、ぜひ提言の中でも行っていただきたいなというふうに思っています。

それから、3ページのところに医療的ケアを必要とする子供の教育の充実ということでの意見を出させていただいているんですが、医療的なケアのある子供たちの教育保障が本当に十分なのかどうなのかというのが、危惧されます。特に、親がついていなければ、実際問題、学校に来ることもできないお子さんがいます。それから、医療的なケアのグレードによっては、親がずっとつき添わなければ教育を受けることができないということにもなります。教育は本来、学校が対応すべきこと、教育を担当する行政が、それにふさわしい制度をつくっていくというのが基本に据えなければならないのではないかなと思っています。そういった点では、ぜひ、医療的なケアを必要とする子供たちの、教育の保障をさらに充実していくことと、保護者の負担なく教育が受けられるようにしていくということも大事なのではないかなと思いますので、ぜひこれも提言に向けて検

討することをお願いしたいなと思っています。

それから、バリアフリー社会の実現という、去年の項目にあったところなんです、これも幾つか意見を述べさせていただきたいと思っています。

一つは、「だれにもやさしい安心・安全のまちづくり」ということで、東京都のほうでも頑張っていたいて、目に見える形で進んでいるのではないかなと思っています。ただ、オリンピック・パラリンピック招致に向けて、今、競技場を含めて、その近隣の、いわゆる駅等の、いわゆるバリアフリー化も進められてはいると思うのですが、これだけでは、本当の東京全体のバリアフリー化からすれば足りないのではないか。すぐにできるかどうかの問題は別にしても、提言の中に既存の問題も含めた視点を盛り込むことも必要ではないかなと思っていますので、その点も検討の課題として押さえていただければと思っています。

それから防災について災害に視点を当てたまちづくりのところを、強調していく必要があるのではないかなと思っています。今、いろんなところで都市開発が進んで、駅のターミナル自体も、すごい巨大化しています。以前も発言したと思うんですが、渋谷に行ってみるとわかると思うんですが、災害に遭ったら、恐らくどうしようもない状況になるのではないかな。そういった点では、災害要配慮者の視点に立ったまちづくりを進めていくという視点を、ぜひ提言としても出していただけるといいかなというふうに思っているところです。

それから避難所の問題なのですが、恐らく第一次避難所は小中学校、その後、福祉施設等含めて、いわゆる福祉避難所になっていくと思うのですが、なかなか小中学校のバリアフリー化が進んでないため、災害のときの対応も、かなり困難になってくるということもありますので、バリアフリー化の視点も、強めていく必要があるのではないかなと思っています。

それからもう一つ、災害に備えて、都立施設の役割についてなのですが、これまでも述べてきたところなんです、都立施設についても必要な防災対策の備品なり対応を考えておく必要があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討の課題にさせていただければと思っています。

最後に、障害者のスポーツ活動等についてですが、障都連でとったアンケートを載せておきました。スポーツをやっていくためにはスポーツ施設が欲しいとか、指導者が必要だとか、出ていますので、スポーツする場をもっと拡大していく必要があるんじゃないか。特に、北と、多摩にあるスポーツセンターを、もう少しふやしていくというところをぜひ検討の課題として入れていただけるといいかなと思っていますので、その点、ぜひ検討よろしくをお願いします。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、中西委員、お願いいたします。



○中西委員 ありがとうございます。

じゃあ、ペーパーのほうを見てください。

東京都の福祉のまちづくり条例推進協議会というのがあるわけですが、ここに、車椅子利用者が主なる構成要員である団体が入ってないんで、早急に委員に車椅子使用者団体を入れて、条例の提出を図っていただきたいと思います。

それから第二に、東京都のまちづくり条例は、もう古いものになっておりまして、2020年のアクセシビリティ・ガイドラインというのが、今度、パラリンピックであるわけですが、これを、この基準を東京都のまちづくり条例の基準ということにしてバージョンアップしていただきたいということです。

それから2番目に、車椅子トイレ、これがバリアフリートイレということで、ユニバーサルデザインということで、これ、利用者が非常に多くなってますね。ベビーカーのお母さんが行列して使って、我々車椅子の者がいつ使えるかわからないというふうな状況になってきてるんで、この考え方を改めて一般トイレの中に多機能トイレをつくって、男女別々に、その車椅子以外の人たちが使える場所をつくるということで、この対応を変えていっていただきたい。

それから、3番目に、劇場、競技場の問題ですが、これは今度のパラリンピックでオリンピックの競技場0.5以上というのが、このオリンピックのガイドラインになりますけども、これでいくと、今まで20席ぐらいだったのが800席ということで、国立競技場ふえます。そういうふうな基準を東京都の各施設においても実施してほしいということです。例えば、オペラ劇場なんかは4席しか車椅子席ないわけですが、これが20席とかいうような基準に変わってくると思います。

それから、小規模店の車椅子アクセス度を高めてもらいたいということで、東京都は、今、床面積2,000平米で基準をつくってますけども、大阪では100平米ということで、一般のコンビニなんかカバーできるようになってるんで、日本はまだ、コンビニなんかは階段があって入れないというようなところが残っているので、これも基準を100平米、大阪と同じ基準にしていきたいということです。

それから、ホテルの客室も車椅子ルームは大体1部屋ぐらいしかなくて、使えません。これをユニバーサルデザイン化して、この部屋数をふやしていくようにしてもらいたいと、バリアフリールームを総客室数の3%以上というような基準に変えていただきたいと思います。

あと、鉄道の方では、ホームと車両のすき間ですが、これが今6センチぐらいあって、我々車椅子は一人では乗り込めないために駅員がつき添うようなことになってます。これを2センチ水準にしたら、我々電動車椅子でも一人で乗りおろせるようになるんで、駅員の付き添いも必要なく自由に移動できるようになると思います。これについても早急な改善をしていただきたい。ホームドアの設置もあわせて実施していただきたいということです。都営地下鉄では、全て、今、段差をなくすような形で取

り組まれて、ホームドアもつこうとしてますけども、こういう改善を東京都としても指導してもらいたいと。補助金を出すなどして推進してもらいたいと思います。

最後に、エレベーター、駅構内、乗りかえ駅なんかは非常に時間がかかるわけです。今でも、御茶ノ水駅なんかはホームを変えなきゃいけないんで、エレベーターが小さくて1台しか乗れないと。こういう意味では、1日乗降客3,000人以上のようなところでは、エレベーター11人乗りという大型に変えてもらえれば、ベビーカーも一緒に車椅子と乗っていけるというふうなことで便利になろうかと思います。

あと、空港アクセスバス、これについても促進制度をつくってもらわないと、車椅子が乗れる状況にはなっていないと。

それから、タクシーについては、ユニバーサルタクシーが、今度トヨタで開発されましたけれども、これロンドンタクシーのような形のものですけれども、これも利用促進を東京都がやってもらえれば、今、50台しかないという状況ですから、改善が望めると思います。

以上、よろしく願いいたします。

○松矢部会長 ありがとうございます。

各委員の資料説明が終わりました。事務局からの説明、そして委員の方々の提言も踏まえながら、これから、5分前ぐらいまでいきますと正味20分間意見交換ができるかと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。じゃあ、鈴木さん、柴田さんでいきますか。それから回していきますので、よろしく。どうぞ、じゃあ鈴木さんからどうぞ。

○鈴木委員 私からは質問だけになりますが、資料6の障害者の住まいの確保についてというところに関する質問なんですけれども、真ん中ら辺の、これまでの取組の中の一番下、民間賃貸住宅への居住支援等となっているところで、東京都の防災・建築まちづくりセンターさんでやっている、「あんしん居住制度」というものと、あとは居住支援協議会を通じての市区町村への入居あっせん等の取り組みの支援ということなんです、これ、それぞれ障害者の方を対象とした利用の実績あるいは具体的に支援した実績が、どのぐらい過去におありになるかというのがわかったら教えていただきたいと思います。それが1点と。

あと、その下の新たな取組の新しい住宅セーフティネット制度の活用で、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設というのがありますが、これからおやりになるんだと思うんですけれども、お考えになっている今の現段階でのことで構いませんので、具体的にどういう形で、こういう住宅を情報提供していくことを考えてらっしゃるのかというのを教えていただきたいと思います。東京都の居住支援協議会さんもホームページ持ってらっしゃると思うので、そういうところで公開されていくのか、あるいは当該の住宅のある市区町村へ直接東京都から情報提供したりするのか、どのような形で、この住宅の情報を、登録されているものを公表していくのかということ、ぜひ

教えてください。

以上です。

○松矢部会長 よろしく申し上げます。

○恵美奈課長 都市整備局の住宅政策推進部の恵美奈でございます。

先ほどの1点目の「あんしん居住制度」ですね、まちづくりセンターでやっているものと、あと居住支援協議会のほうの状況で、障害者に係る実績でございます、きょう、手持ちでそういった数字はないという形になっております。今お尋ねは、実績のうちの障害者に係る部分ということだと思っておりますけれども。

○鈴木委員 そうですね。

○恵美奈課長 とりあえず、全体の状況で、対象が高齢者ですとか、幅がちょっと広いものですから、全体ですと25年度末の状況については95件ということで、これまでの累計が771件というのが「あんしん居住制度」のほうの状況でございます。それから、居住支援協議会のほうは、実際に障害者の方にお住まいをあっせんしたような実績ということだと思っておりますけれども、そこについては数字が、今、手元にない状況ですので、この辺は、追ってという形でよろしいですかね。実際には区市町村さんのほうで支援している形になっているので、東京都のほうで、随時集約という形にはしておらないので、またこれは確認してみます。

それからあと、新たな住宅セーフティネット制度のほう、先月25日から始めたばかりではございますけれども、今、登録を開始しているということで、相談なんか、来ているような状況ではございますけれども、東京都のホームページのほうでプレスの方もさせていただいて、周知を図っておるところでございます。それとあわせて、不動産の団体さんですとか、そういった関連するところにも説明をしたりですとか、周知の段階というような状況でございます。

○松矢部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ちょっと回していきますので。柴田委員、どうぞ。その次、山下委員、それから笹川委員と行きます。

○柴田委員 自閉症協会の柴田です。

資料7についてですけれども、特別支援教育というのは特別支援学校教育のことではありません。それは、ごく一部であって。特別支援教育についての全体的な取組状況と課題を、本当は、きょう説明していただきたかったわけです。例えば前回の第七期の提言の中でも、26ページから27ページにかけて、かなり全体的な特別支援教育について、全ての学校における特別支援教育の充実というふうに書いてあります。個別指導計画の活用ですとか、個別の教育支援計画の作成活用とかいうことが、そこには述べてあります。今回、出された資料7は、特別支援学校だけしか書いてないわけで、これはどういうおつもりで出されたのか、お考えをお聞きしたいと思います。次回には、きちんと出していただきたいと思っております。基本的には、全てのさまざまな教育機会を選択でき

るという仕組みになっているはずですが、実際には教育委員会としても通常学級における取り組みとか、通級指導における取り組み、固定学級における取り組み等々なさっていますが、それらについて改めて次回にきちんとした資料を提出していただきたいと思えます。まず、きょう、これしか出されなかった理由を説明してください。

○松矢部会長 今すぐもらいますか。後でいいですか。

○柴田委員 今。これしかないから、議論のしようがないんですね。

○伏見課長 最初に申し上げたとおりでして、全体計画は、もちろん、小学校、中学校、高等学校のものがございます。ただ、それを全部ご紹介をすると、逆に薄くなってしまいますので、これまでの議論の中でテーマになっていたものに絞って、きょうはお話をさせていただいたところです。小学校、中学校につきましては、全ての学校の中に特別支援教室を置いて巡回型の在籍する学校で発達障害の子供たちが学習ができる、支援が受けられる体制を組んでいきます。高等学校につきましても、来年度からパイロット校を置きまして、通級による指導に取り組んでいきます。また、小学校、中学校での、知的障害教育ですけれども、特別支援学級と、進学先である特別支援学校高等部の連続した12年間の教育課程というものも研究開発をしていくといったこと。さらに、就学相談につきましても、これまで区市町村教育委員会が、それぞれで行ってまいりましたけれども、広域行政として東京都が専門家チームを置きまして、区市町村教育委員会からの相談に応じてアドバイスをしていくという体制もつくっていきます。今日、この会だけでご紹介できる量ではない膨大なものですから、かいつまんでお話しさせていただいたんですが、必要であれば、何らかの機会でご説明させていただきます。

○松矢部会長 一応、提言の形でまとめていきますので、前の提言もそうだったので、全体の基本的なところが入るようなものにしていきたいと思いますので、そういう資料があれば次回出していただくということでもいいかと思うんですけど。きょうは、たまたま、そういう意味では、そういう、今お話の説明いただいた部分が入ってないので、入るような資料を出していただくと、それも、この全体の新しい第二期、第一次実施計画、相当のボリュームがあるものだと思いますので、そういう概要みたいなものが資料であれば出していただければいいんじゃないかなと思います。提言をつくる上で参考になるようなものということでお願いします。

○渡辺課長 少し補足させていただきます。

すみません、今回、今までに議論になって質問がたくさん出ておりましたので、そのところを説明していただいた形になっております。次回、提言をまとめる際に、事務局でまた相談しまして、全体を提言の文章等でお示しさせていただいて、ご議論いただければと思っております。きょうは、前回まで、かなり議論になっていたところを丁寧に説明していただいたので、それも盛り込んでつくっていきたいと思っております。

○松矢部会長 それじゃあ、よろしいですか。

山下委員、お願いします。その後、笹川委員。

○山下委員 青梅学園の山下でございます。

災害時の要配慮者対策のことです。資料の9なんですけど、柴田さんとも、この間、東北、それから熊本、いろいろ震災のときに、いろいろ援助をしてきたんですけども、特に痛切に感じているのが、東京は地方とは違う。何が違うかということ、まず、災害が起きたときには、共助とか公助が使えないんですよね。自助なんです。自助というのは何かといったら、熊本だったら納屋があるとか、車があるんですよ。そこへ、障害を持った人と親と一緒に逃げ込んで、どこかに避難するということができるんですけど、東京はないんですよ。青梅はありますよ、私、青梅市なので、青梅は大丈夫ですけど、都心のほうだと、障害を持ったお子さんと親御さんが逃げていく場所がない。車はない、納屋はない、そういう中で、やっぱり具体的に自助を助ける提案みたいなものというのか、私は、どこかのビルでも何でもいいんですけど、皆さんも知っていると思うんですけど、普通の避難所には障害者は逃げていきませんよね。排除されることが多いし、子供たちとか障害を持った子たちは走り回りますから、とても無理なわけで、そういうときにどこへ避難したらいいのかということを確認にしてくれて指定してあれば、親は、自分の子供を連れていきますよ。まずは自助で自分たちの命、それから数日間過ごすところが、東京は、考えてあげないと、助からないと思う。どこにも行くところがない。先ほど、渋谷の話もありましたけれども、その辺のところを、もうちょっと具体的に調べて個別支援計画だ、避難行動の支援者の名簿ということももちろんそうなんだけど、ここへ逃げてという場所さえあれば、何とか親子で、もちろんそれでできない人もいんでしょうけども、まずは逃げられる、大部分の人が助かるというところを、ぜひ考えてもらいたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、今、そのこととても重要なんですけど、笹川さんのをいただいてから、また戻りたいと思います。震災の問題、今とても重要です。自助、自分の命を、まず守るということの何もガイドラインがないということです。

じゃあ、笹川委員、お願いします。

○笹川委員 先ほどの東京都ひとり歩きサイン計画ですけれども、資料によると、もう百三十数カ所設置されてるということですが、具体的にどこに設置されてるんでしょうか。現場を見たいんです。

○松矢部会長 よろしくお願いします。

○池田課長 これは、ちょっと、今、具体的な資料は持ってないんですが、主に区市町村に対して設置の補助を産業労働局が補助している事業でございます、具体的には東京の観光を楽しめるようにということで、観光地の周辺にというふうには伺っております。

○笹川委員 その場合、視覚障害者に対する配慮というのはあるんですかね。視覚障害者の場合、音声じゃなきゃ何もわからないんですけども。

○池田課長 地域や施設の特性に応じてサインは設置されると伺っておりますので、そういった配慮はあるものかというふうに考えております。

○笹川委員 ぜひ現場を教えてください。

○池田課長 わかりました。こちらのほうは、調整させていただきます。

○松矢部会長 何か資料がありましたら、次回に、よろしくお願ひします。

それでは、まだ7分、8分ぐらい時間がありますので、今さっきの山下委員の話ですけど、東京都全体ということでは難しいかもしれませんが、区部で、そういうことをやっているところはありますか。山下さんは、そういう情報はありますか。

○山下委員 東京都から都社協のほうに投げられて、要支援者があって、そこでもう、4年、5年積み上げてはきてて、そのときにも提案はしてるんですけど、やっぱり具体的には上がってこないんですよ。ですから、どういう、私立学校でもいいですし、大学でもいいですし、どこでもいいんですけど、大学の体育館でも、どこでもいいんですけど、そういう提案というのはなかなか、やっぱり具体的には上がってこない。でも、明日地震が来るかもしれないという、そういうところが、特に区部だと思いますけど、非常に危険な状態で自助ができないというところが非常に障害者と障害を持つ親、家族にとっては不安なんじゃないかなと思ってるんですけど。

○松矢部会長 そうですね。関連のご意見はありますか。

○越智委員 東聴連の越智でございます。

災害関係のお話ですけれども、災害だけではなくて、全体の情報コミュニケーションにかかわる面なんですけれども、実は先日、消防庁で都立施設の避難訓練に参加いたしました。両国の国技館でした。これからも、味の素スタジアムとかでもやる予定なんですけれども、そのときに試しに「こえとら」というスマホで文字をしゃべったり、相手がしゃべった内容を文字化するアプリを使ってみたんですけども、全く使えませんでした。時間はかかるし誤訳も多いですという状況で、慌てているときは、きちっと打てないし、しゃべれない。そういう状況の中で一番効果的だと思ったのは、身ぶりですね。私たち聴覚障害者だけではなくて、外国人も含めて身ぶりで通じる工夫というのが一番大事、緊急の場合は一番大事だと思いました。そういうことが、日本はちょっとだめじゃないかな。以前話があったと思うんですけども、外国に行ったらば、ハード面でのバリアフリーは進んでいないけれども、コミュニケーション面ではスムーズに通じる、身ぶりがとても通じるという話を聞きました。日本人は、ちょっとそのあたりがだめですね。これからのバリアフリーとか防災を考えると、そういうボディーランゲージのコミュニケーションの普及が効果的ではないかなと思いました。

という意見です。以上です。

○松矢部会長 とても参考になる意見ですね。

そうですね。とっさのときに、まず、自分を守らなきゃならないというときに、そういう見ぶりというのは有効なんですね。

ほかにどうでしょうか。

それでは、菊地さん、それから小倉さん、ございますか。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

資料7の特別支援教育についてについてなんですが、先ほどの指摘もありますように、特別支援教育ということだけではなくて、教育全体の問題として障害者理解教育ということで、全ての子供に対する障害理解教育というところで、そういう障害者施設を訪問するということが担当者の方から伺ったんですけれども、その障害者施設の中に、ぜひ精神障害者の施設、できれば精神病院がいいんですが、を、子供たちが見学するというのを企画していただきたいと思うんですね。やっぱり、百聞は一見にしかずということで、そういう状況を子供のころから見ることによって人生観というのは、やっぱり全然変わってくるんですよね。ですので、ぜひ、その対象に精神障害者施設、これ、精神病院でなくても結構ですけども、できれば精神障害者の状況を見てもらうためには精神病院が一番いいので、加えていただきたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、小倉委員。

○小倉委員 在宅人工呼吸器を使用されている難病あるいは障害の方々についてなんですけれども、東京都では、東日本大震災の後で指針を作成されまして、今、市町村と東京都の保健所等々が連携する形で、この五、六年の間に災害時の個別支援計画というのを進めてきてくださっていると思います。その中での原則としては、今、障害の方、災害のときに集まる場所というお話があったのですけれども、医療機器等を装着されている中で、それを継続するということに関して、など含めまして、可能な場合にはご自宅で、そのまま生活ができるようにということで、電力の供給に関することですか、安否の確認、またその情報を市町村で集約していただくような形というものを、災害時の個別支援計画の中に含めて、今、検討していただいているところだと思います。その中での課題としましては、長時間の停電で医療機器が使えなくなるということに関して、その充電ステーションを整備していただくとう市町村に働きかけるですとか、そういったことで一部特別区などでも、その充電ステーションの取り組みは進んできているかと思います。また、やむを得ず避難を、自宅が危ないときに避難をするということに関してしまして考えますと、呼吸器の方等ですと、お一人の方の移送に関してしまして、4人以上等の人員が必要ということで、避難訓練等にも取り組まれている現状があるかと思います。

また、そのご自宅に残った場合に、ちょっと戻るんですけれども、例えば、避難所に行った場合には届く物資が、ご自宅に滞在することによって届かないことの課題、そのあたりをどんなふうに区市町村との公助のシステムの中に、どんなふうに連動させていくかというところで、個別の支援計画をもう少し大きなシステムとするというところ

での取り組み等を進めていただいていると思います。

ちょっと状況を伝えさせていただきました。

○松矢部会長 ありがとうございます。

災害時の個別支援計画、いいですね。そういう発想法で、一人ひとりの個別的な緊急時の対応ができると非常にいいですね。参考になりました。

それじゃあ、嶋津委員、お願いします。

○嶋津委員 東京都育成会ゆうあい会運営委員の嶋津と申します。

うちは、今まで避難訓練とか防災訓練、どこの学校でも、あと最後には通勤寮で経験したんですけど、通勤寮のときは、いろいろ経験できたんですよ。防災訓練、表に出て、あと近くの小学校に行ったりとか、いろんな説明とか、もし地震とか火事が急にあったらどうするかとか、避難の仕方とか。あと、池袋に行ったときには、地震の経験、地震車に乗ったりとか、あと、火事・災害、煙の中をハンカチで鼻から口を押さえて歩いたり。やっぱり、煙の中だと、やっぱり息が苦しいですよ、酸素も少ないし。

ちょっともう時間が余らないので、短目にしていきますんで。

あと、困ったことは、避難訓練なんですけど、学校のときはちゃんと行事であるんですよ。通勤寮に入ったら、急にやられるんですよ、放送で。行事にも何も入ってなくて、それで困るんです。何か、風呂に入っているとき放送されたときとか、もう焦りますね。気持ちはわかりますけど、職員の。急に地震とか火事は来るから、それで経験させてるんだらうとは思いますが。目の前で見ました、お知らせ、急に放送しようとするから、何言うのかなと思ったら、防災訓練、いきなりやってるんです。それで、やっぱり、行事か何かに入れてやらないと、やっぱり困りますよね。

以上です。でも、実際、本当の、23年の3月11日の体験には、やっぱりびっくりしました、本当。やっぱり、今まで甘く考えてはもらえないって感じでしたよね。そんなところです。

以上です。

○松矢部会長 同感です。どうもありがとうございました。

通勤寮関係の委員もいらっしゃいますので。

それでは、柴田さんが最後ですかね、時間、短時間でお願いします。

○柴田委員 教育のほうで、次回に出していただくということですが、特に教育と福祉の連携にスポットを当てて書いてほしいと思います。学校にいる間にも、子供にとって、地域での暮らしがあります。あるいは放課後デイサービスとか、さまざまな福祉サービスを使っています。あるいは相談支援とか、そういう間の連携ということもありますし、それから、幼児期から学齢期、そして成人期へというライフステージに沿った教育と福祉の連携という、この二つの視点から、教育と福祉の連携を、特別支援学校だけではなくて、通級指導についても、固定学級についても、あるいは普通学級にいる発達障害児等についても、特に福祉と教育の連携という視点に焦点を当ててお願いしたいと



思います。次回に、よろしく申し上げます。

○松矢部会長 よろしく申し上げます。

それでは、時間が来ましたが、事務局のほうからの説明があったと思いますが、今回は12月22日ですね、少し時間があります。次回が最終的に素案をつくらなきゃならない。1月は総会になりますので、ですから、今回は総会のほうの一般の委員も入るという拡大になる可能性もあります。時間もたっぷりとりたいと思いますが、期間がまだありますので、なるべく、今まで述べた、提言して下さった意見も含めて、これは必ず入れてほしいという、それと先ほど申しましたように、提言も文字数は限られていますので、こここのところは、こんな表現法だと、よりいいとか、そういうような形で意見を出していただくと非常に進みやすいと思います。そういうご意見をきちっといただいて22日に向かいたいと思いますので、少し前にご意見をいただくというような形で進めていくと思います。

では、事務局のほう、お返しします。

○渡辺課長 ありがとうございます。

事務局からですけれども、今、部会長からもありましたとおり、今回の専門部会は12月22日の17時からを予定しているところです。協議会総会としての意見をまとめていく必要がありますので、拡大という形で、専門部会の方に加えて協議会のほうの委員にも出席をご依頼する予定でございます。また、1月に入りましては、1月25日に第3回の総会としてご提言をまとめていただく予定です。今回は、今回のものに、特に障害福祉以外の、今日の議論の部分につきましては、現状等を資料等、事務局のほうでまとめ、本日のご意見もふまえ、提言という形での素案をご用意したいと思います。それから、障害福祉の部分についても、少し、資料ではお出ししているんですけども、文章化してないところとかもございますので、ちょっと目配りをした上で素案として出したいと思います。また、皆様方に、意見をいただく様式ですか日程ですか、その辺は事務局のほうから連絡させていただいて、回りの会議で上手にまとまるように部会長とも相談させていただきながら進めていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○松矢部会長 それでは時間が来ましたので、これで、きょうの会議は終わりたいと思います。どうも、ご協力ありがとうございました。

(午後7時03分 閉会)